

別添4「居住支援事業の手引き」の一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>(別添4) 居住支援事業の手引き</p> <p>第I章～第IV章 (略)</p> <p>第V章 個人情報の保護・リスクマネジメント (略)</p> <p>1 居住支援事業における個人情報保護の考え方 居住支援事業(シェルター事業・地域居住支援事業)の実施にあたり、支援員は本人及び家族の収入等の個人情報を取り扱うこととなる。個人情報の保護は相談者等のプライバシーを保護するとともに相談者とのトラブルを防ぐためにも重要であり、居住支援事業の実施においては、個人情報の保護に十分に留意する必要がある。 個人情報の管理や関係機関との共有方法及びリスクマネジメントに関しては、自立相談支援事業の手引きの第6章をご参照いただき、個人情報の適切な取り扱いを図られたい。</p> <p>2 (略)</p> <p>第VI章 事業の評価 (略)</p> <p>1 運営計画と評価 生活困窮者自立支援制度の実施に当たっては、実施主体である都道府県等において、現状や課題を把握し、生活困窮者支援全体の取組方針等</p>	<p>(別添4) 居住支援事業の手引き</p> <p>第I章～第IV章 (略)</p> <p>第V章 個人情報の保護・リスクマネジメント (略)</p> <p>1 居住支援事業における個人情報保護の考え方 居住支援事業(シェルター事業・地域居住支援事業)の実施にあたり、支援員は本人及び家族の収入等の個人情報を取り扱うこととなる。個人情報の保護は相談者等のプライバシーを保護するとともに相談者とのトラブルを防ぐためにも重要であり、居住支援事業の実施においては、個人情報の保護に十分に留意する必要がある。 個人情報の管理や関係機関との共有方法及びリスクマネジメントに関しては、自立相談支援事業の手引きの第7章をご参照いただき、個人情報の適切な取り扱いを図られたい。</p> <p>2 (略)</p> <p>第VI章 事業の評価 (略)</p> <p>1 運営計画と評価 生活困窮者自立支援制度の実施に当たっては、実施主体である都道府県等において、現状や課題を把握し、生活困窮者支援全体の取組方針等</p>

改正後	現行
<p>を定め、その結果を評価することが必要である。</p> <p>居住支援事業についても、支援の質の向上のため、事業を実施する上での現状や課題を把握した上で、年度ごとに事業運営の目標とそれを達成するための計画を策定し、その実施状況や目標の達成状況を評価することが必要である。このような、いわゆる PDCA サイクルにより次年度以降の運営の改善に生かすことが求められる。具体的な実施方法については、自立相談支援事業の手引きの第7章を参照いただきたい。</p> <p>評価には、自己評価と外部評価の二つの方法があるが、まず居住支援事業実施機関が自らの運営を振り返り、より良い運営を行うため、自己評価をしっかりと実施することが重要となる。</p> <p>●評価指標の例 (略)</p> <p>第VII章・第VIII章 (略)</p>	<p>を定め、その結果を評価することが必要である。</p> <p>居住支援事業についても、支援の質の向上のため、事業を実施する上での現状や課題を把握した上で、年度ごとに事業運営の目標とそれを達成するための計画を策定し、その実施状況や目標の達成状況を評価することが必要である。このような、いわゆる PDCA サイクルにより次年度以降の運営の改善に生かすことが求められる。具体的な実施方法については、自立相談支援事業の手引きの第8章を参照いただきたい。</p> <p>評価には、自己評価と外部評価の二つの方法があるが、まず居住支援事業実施機関が自らの運営を振り返り、より良い運営を行うため、自己評価をしっかりと実施することが重要となる。</p> <p>●評価指標の例 (略)</p> <p>第VII章・第VIII章 (略)</p>